

## 17 特別指導第一課・特別指導第二課

### 特定事項に関する監督

#### ① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

#### ② 実績

大阪府内の保険医療機関及び保険医に対して監査を実施するとともに、監査の結果に基づき行政上の措置を行いました。

なお、指導監査等の実績については、厚生労働省の「令和3年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。